令和5年度兵庫県認証食品消費喚起対策事業(認証食品ストリート事業) に係る業務委託 仕様書

1 業務目的

兵庫県認証食品(以下、「認証食品」という。)登録飲食店での需要拡大を図るため、認証食品や、認証食品を使ったメニューを飲食店で提供するフェアを実施する。実施にあたっては、認証食品の魅力や生産技術等も含めて発信することとし、ファン獲得に繋げるものとする。

2 名称

フェアの名称は「コレも兵庫~兵庫県認証食品オータムフェア~」とする。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和5年12月31日まで

4 委託内容

神戸地域及びその周辺の兵庫県認証食品登録飲食店において、認証食品を使用したメニューを一定期間提供するフェアを開催するとともに、事前準備・実施に係る企画調整及び広報を行うこと。

- (1) 開催期間 令和5年11月1日から11月30日までの1か月とする。 ただし、開催期間の決定にあたっては、ひょうごの美味し風土 拡大協議会事務局(以下、「事務局」という。)と協議すること。
- (2) 開催場所 神戸地域及びその周辺の兵庫県認証食品登録飲食店
- (3) 内容

ア 参加店募集業務

フェア参加店舗の募集・選定(20店舗程度)。選定に当たっては、効果的な広報を行うことができる店舗とする。

イ 参加店舗との調整業務

フェア参加店舗とのフェア開催に向けた事務的な調整やフェア期間中の メニューや対応等に関する調整を行うこと。問合せについては必ず記録を残 すこと。また、認証食品の調達に関する問合せがあった場合は事務局が指定 する問合せ先につなぐこと。

ウ 広報業務

フェア及び認証食品の認知度向上に資する広報業務。

(ア) フェアに関する HP の作成及び管理運営

事務局が指定する認証食品及びその特長等を紹介すること。また、参加店舗、使用する認証食品、提供するメニューの名称及び写真等の情報は必ず掲載すること。事務局が指示する連携する事業がある場合、その参加店舗等の情報も掲載すること。内容に関しては、事務局と協議の上決定する。

- (イ) チラシ、ポスターの作成
 - a 作成部数

店舗への配布を含め、周知に効果的な枚数とする。ただし事務局にポスターB1 サイズ 10 部、B2 サイズ 10 部、チラシ 1,000 部をフェア開催までに事務局に納品すること。

b 記載内容

店名、使用する認証食品、提供するメニューの名称、料金及び写真、店舗へのアクセス等の位置情報などの参加店舗の情報を記載すること。

(ウ) フェアの周知

フェアで提供する認証食品を使用したメニューが視覚的にわかるような POP 及びシール等を作成し、フェア開始前までに店舗へ配布すること。また、フェアの周知に繋げるよう、店頭、客席等の分かりやすい場所に設置するよう店舗へ依頼すること。

(エ) ロゴマーク

全ての広報にあたっては事務局が提供する「コレも兵庫」のロゴマークを使用すること。

(オ) その他

認証食品を一人でも多くの人に知っていただくために、上記(4)以外に効果的な PR を 1 つ以上実施すること。

- エ フェア開催期間中の問合せ対応業務 電話、電子メール等により問合せに対応する窓口を設置すること。
- オ アンケート収集業務

参加店舗への来店者からの意見、要望、満足度等の調査を実施すること。 また、参加店舗からフェア期間中に提供した認証食品を使用したメニューの 販売数や認証食品の継続利用に関する意向などを取りまとめること。なお、 参加店舗に過度な負担をかけないよう配慮すること。

カ その他、事業実施に係る管理・運営

(4) 留意事項

ア 使用する認証食品については、事務局と協議し、決定すること。

- イ 委託料の使途として認証食品の購入費用には充当しないこと (別途、費用 措置なし)。
- ウ 飲食販売を実施するにあたり、常に食品衛生法その他関連法令を遵守し、 監督官庁の指示に従うこと。
- エ 参加店舗にて提供する認証食品を使用したメニューについては、既存のメニューを活用することを基本とするが、新規メニューを開発し、提供することも差し支えないものとする。
- オ フェア開催期間中は、全店舗の開催状況を撮影、記録することとする。撮 影に当たっては全景、認証食品使用メニュー、パンフレットの設置状況等の フェアに参加していることがわかるよう記録すること。

6 実績報告書の作成

業務実績報告については業務完了後、その電子データをすみやかに提出するこ

と。

実績報告では、参加者属性や意見・要望、満足度等をアンケート等により定量 的に取りまとめること。

7 その他

- (1) 業務の遂行において疑義が生じた場合には、事務局と協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 業務内容については、事務局提案内容を含めて、調整・変更することがある。
- (3) 全ての成果物の著作権はひょうごの美味し風土拡大協議会に帰属するものとする。